第二条の表平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（百九十五の項から二百十四の項までのものに限る。）	平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間

○厚生労働省告示第五百七号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十四条の九第二項の規定に基づき、国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成二十五年三月以前の各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成十七年三月以前の月分	一五、四三〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、八八〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、九三〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、九六〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、〇九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、一六〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、四三〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、一三〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、〇七〇円

○厚生労働省告示第五百八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百五十一号を第百五十二号とし、第四十二号から第百五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　Ｎ－［三－［五－（四－クロロフェニル）－一Ｈ－ピロロ［二，三－ｂ］ピリジン－三－カルボニル］－二，四－ジフルオロフェニル］プロパン－一－スルホンアミド（別名ベンフルフェン）及びその製剤

○国土交通省告示第千百九十八号

新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新潟空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新潟空港内及びその周辺　新潟県新潟市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成元年運輸省告示第二百十三号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表誘導路灯の項を次のとおり変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年十二月二十六日

○国土交通省告示第千百九十九号

外国人造船就労者受入事業に関する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

外国人造船就労者受入事業に関する告示

第1　目的

高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献している造船業が、急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、造船業と人材の相互流動が大きい建設分野における外国人材の活用促進に係る緊急かつ時限的な措置について、造船分野においても同様の措置を講じることが「日本再興戦略」改訂2014において閣議決定（平成26年６月24日）されている。

これを受け、本告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人造船就労者の受入れを行う外国人造船就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2　用語

この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

1　「造船分野技能実習」とは、別表第１に掲げる職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）に係る技能実習のうち、入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第２号の活動（入管法別表第１の５の表の上欄の在留資格（技能実習）を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）をいう。

2　「外国人造船就労者」とは、造船分野技能実習を修了した者であって、３に規定する受入造船企業又は４に規定する企業単独型受入造船企業との雇用契約に基づく労働者として６に規定する造船特定活動又は７に規定する企業単独型造船特定活動に従事する者をいう。

3　「受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５の２に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。

4　「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５の４に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。